

2013年問題（高年齢者と若年者の雇用確保の課題）に、町としての対応は

質問者 齋藤成宏

老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げが2013年4月からと目前に迫る中、8月に国会において、希望者全員の65歳までの雇用確保措置を義務付ける改正高年齢者雇用安定法が可決・成立した。高年齢者の雇用確保策の推進が高く評価される一方で、若年者への雇用の機会が失われることはあってはならない。町も住民に最も身近な基礎自治体として、すべての年代の方々へ就労支援を行う必要があると考えるが。